



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社朝日工業社
代表者名 代表取締役社長 高須 康有
(コード番号 1975 東証・大証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員
総務副本部長 海野 清
(T E L 03-3432-5711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 80 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 公告の周知性向上および公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるため、現行定款第 5 条を変更するものであります。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号 以下「決済合理化法」という。)が、平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日として定款から株券を発行する旨の規定が削除されたものとみなされているため、現行定款第 8 条および第 10 条を削除するものであります。

決済合理化法の施行に伴い無効となった定義規定等を削除するため、現行定款第 11 条、第 13 条および第 43 条を変更するものであります。

(3) 条項の見出しをその内容に即したものに改めるため、現行定款第 11 条および第 44 条の見出しを変更するものであります。

(4) その他、現行定款第 8 条および第 10 条の削除に伴い、必要な条数の繰上げおよび現行定款第 15 条における条数引用箇所の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 5 条 (公告方法) 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載</u> する。	第 1 章 総 則 第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 7 条 (条 文 省 略)</p> <p><u>第 8 条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>第 9 条</u> (条 文 省 略)</p> <p><u>第 10 条 (単元未満株券の不発行)</u> 当社は、第 8 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p><u>第 11 条 (単元未満株式の権利)</u> 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (条 文 省 略) (2) (条 文 省 略) (3) (条 文 省 略) (4) (条 文 省 略)</p> <p><u>第 12 条</u> (条 文 省 略)</p> <p><u>第 13 条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第 14 条</u> (条 文 省 略)</p> <p><u>第 15 条 (新株予約権無償割当てに関する事項の決定)</u> (1) (条 文 省 略) (2) 当社は、第 22 条第 2 項に規定する当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、新株予約権者のうち一定の者はその新株予約権の行使または取得にあたり他の新株予約権者とは異なる取扱いを受けることを定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第 8 条</u> (現行どおり) (削 除)</p> <p><u>第 9 条 (単元未満株式についての権利)</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり)</p> <p><u>第 10 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第 11 条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第 12 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第 13 条 (新株予約権無償割当てに関する事項の決定)</u> (1) (現行どおり) (2) 当社は、第 20 条第 2 項に規定する当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、新株予約権者のうち一定の者はその新株予約権の行使または取得にあたり他の新株予約権者とは異なる取扱いを受けることを定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>第16条</u>～<u>第41条</u> (条 文 省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>第42条</u> (条 文 省 略)</p> <p><u>第43条</u> (剰余金の配当) 当社は、期末配当の基準日を毎年 3 月 31 日とし、株主総会の決議によって基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に期末配当金を支払う。</p> <p><u>第44条</u> (配当金の除斥期間) (条 文 省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>第14条</u>～<u>第39条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>第40条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第41条</u> (剰余金の配当) 当社は、期末配当の基準日を毎年 3 月 31 日とし、株主総会の決議によって基準日における最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に期末配当金を支払う。</p> <p><u>第42条</u> (配当金の除斥期間等) (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上